

北上市学校給食センター規則（平成3年北上市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
給食センター名	所管学校	給食センター名	所管学校
〔略〕		〔略〕	
北上市北部学校給食センター	北上市立黒沢尻北小学校、北上市立飯豊小学校、北上市立二子小学校、北上市立更木小学校、北上市立上野中学校、北上市立北上北中学校、 <u>北上市立黒沢尻幼稚園及び北上市立更木幼稚園</u>	北上市北部学校給食センター	北上市立黒沢尻北小学校、北上市立飯豊小学校、北上市立二子小学校、北上市立更木小学校、北上市立上野中学校、北上市立北上北中学校 <u>及び北上市立黒沢尻幼稚園</u>
〔略〕		〔略〕	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。